平成２２年（フ）第１９４号
鹿児島県出水市下鯖町432番地　北２棟201号
債務者　下村　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元2233番地
債務者　蜂巣　純子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
鹿児島県阿久根市大丸町90番地29　榎田マンション302号、前住所鹿児島県薩摩川内市田崎町215番地２
債務者　鎌田　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２号
鹿児島県出水市高尾野町下水流2020番地16
債務者　松島　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
千葉県茂原市早野2377番地２
債務者　渡辺　武一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県行橋市西宮市２丁目18番４号
債務者　池田　淑江（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県豊前市大字八屋730番地５
債務者　末廣　賢二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県豊前市大字大西794番地１
債務者　西村三千彦
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県豊前市大字大西794番地１
債務者　西村　良美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県行橋市大字大野井628番地１大野井第２団地２－８号
債務者　岩木　陽介
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県豊前市大字八屋691番地６
債務者　小野　正彦
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
長崎県長崎市三川町1312番地７
債務者　小原　光代
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
長崎県長崎市下黒崎町536番地１、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷2352番地１
債務者　大久保美樹恵（旧姓羽佐古）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
長崎県長崎市中里町1193番地１　パセオ34Ｂ－２、旧住所長崎県長崎市田中町246番地１　フォーレ東望403号
債務者　橋本美華代
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
秋田県潟上市昭和大久保字宮の前91番地２、前住所秋田県潟上市昭和大久保字街道下169番地10
債務者　湊　　英記
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９号
青森県黒石市昭和町25番地　ハイム石沢107号
債務者　小鹿　有佳
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第４号
福島県須賀川市千日堂76番地８　サン・アーバンⅠ201号
債務者　髙梨かおり（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係